省　令

○農林水産省令第三十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「契約書」の下に「の写し、仕入書の写し」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。